

忘れずに申告を……

市・県民税は3月15日までに

昨年(の)一月一日から十二月三十一日までの所得をよく計算して、正しい申告をしてください。
申告の手続を誤りなく、かつ早目に済ましていただくため、次の日程によって、午前九時から午後四時(十市公民館は正午)までご相談に応じますので、申告のしかたなど、わからない人はおいでください。

- 昨年(の)一月一日から十二月三十一日までの所得をよく計算して、正しい申告をしてください。
(相談日程)
- 三月一日(火) 植野公民館
 - 三月二日(水) 岡豊地区公民館
 - 三月三日(木) 三和地区公民館
 - 三月四日(金) 日章地区公民館
 - 三月五日(土) 十市地区公民館
- ※午前九時から正午まで。

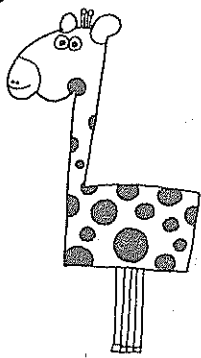


- 三月七日(月) 十日(木) 市役所二階第二会議室
 - (持参していただくもの)
 - (1)印鑑(みとめて結構です)
 - (2)申告用紙(住所・氏名・扶養親族欄などは、できるだけあらかじめ本人が書いてください。)
 - (3)国保・生命保険料などの領収証書または証明書など。
 - (4)給与所得のある方は源泉徴収票(特別徴収されている人は不要)
 - (5)その他、所得計算に関係ある帳簿などのある人は持参ください。
- ◎混雑をさけるため、先着順に面談しますので、ご了承ください。
(申告の用紙は……)
- 二月十五日号の広報紙と同時に配付する予定です。もし届かないときには、部落連絡員、または税務課へ請求してください。
 - (申告を必要としない人)
 - ▼昭和五十一年一月一日以降に南国民となった人。
 - ▼五十一年一月一日現在で生活扶助を受けている人。(医療扶助のみの特給の場合は該当しません)
 - ▼昭和五十一年分の所得について

て、税務署に確定申告を提出した人。
▼給与(源泉給、年金を含む)所得のみの人で、給与支払者から市長に対し「給与支払報告書」を提出された人。
▼年間所得が十九万円未満の人。ただし、この人にはあとで別に申告書を出してもらうことになりました。
税務課市民税係

今月の納税

- 3月1日まで……
- 固定資産税(4期分)
- 2月28日まで……
- 国保税(6期分)



連絡員さん ありがとう

この広報は319人の連絡員さんのご協力みなさんの手もとにわたっています。連絡員さんの交替は1月と4月に多いのですが、これからもよろしくお願いします。もし連絡員さんが交替されたときは、管理課庶務文書係へご連絡ください。
☎(3)2111(内線422)

部落解放というのは どんなことでしょうか

部落解放への道標

同和教育シリーズ ②

みちしるべ

(一)「わたしは差別をしていない」わたしは「部落」を絶対に差別していません。部落の人が勝手にひがんでいりませんか。部落の人のところへも行って食事もします。一緒に酒を飲むこともあります……

こう言っている人に取り組もうとしない人がいます。こういう人たちは、寝た子を起すなどの項で述べましたように、部落差別を差別的な言葉や手ぶり身ぶり侮辱することだと考えているからです。

また、人間と人間との交際である程度親しくなればお互いに行き来をし、食事や酒を共にすることはごくあたりまえのことです。このあたり前のことをわざわざ、飲食を共にするなどと言っているのは、それを意識するとしていないとにかかわらず、部落の人を自分と同等平等に考えず、一段低い者といった位置づけにしているからこそ、恩着せぬ的な発想からこの発言になるのであり、この言葉その

ものが差別と云えるのです。

私は差別をしていませんと言う人の中には、部落のことにかかわり不用意な発言をするや糾弾されたりするので恐いから表面化しないようにしようとする意識が働き、心の中にある本当のものをカムフラージュするために場合も多く、正しく部落問題を理解認識していると言いきることはできません。従って、そのような態度は差別を表面には出さないが、人間の意識の中に押し込んでしまう結果となります。私は差別をしていませんと言っている人こそまず学習をし、部落問題について正しい認識を持つ必要があります。

(三)「差別は、部落を分散すればなくなるのではないか」
同和地区の人々が、同一地区に集って生活をしているから目立って見えるし差別も多くなる。これを部落外に一、二戸ずつ分散すればわからなくなり、差別も解消されると思いが……

これは昔からよく言われる分散論ですが、よく考えれば現実を無視した全く無責任な発言です。現実には差別の力が立ち上りだかっているのに、散れ散れと言った言葉がどれほど空虚な響きをもっている

ることか。部落の人たちは、生活条件の悪い狭い土地に、何も好き好んで住んでいるのではないのです。分散論をとる前に実現しなければならぬことは、地区住民を将来性のある職業につかせ、経済的な安定をはかり、部落差別を克服できる実力を身につけさせ、さらに教育文化の向上をはかるなど、被差別体質を取りのぞくという基本的な手だてを忘れてはなりません。また、すべての国民に同和教育を正しく理解させ、部落差別を完全に解消することが必要です。これを無視しての分散論は、今また全国に新しい部落をつくり、この人々をよりきびしい差別の中に追い込む結果になります。

(四)「差別は、部落の人が自覚しさえすればなくなりはいか」
部落の人たち自らがあんな行動をしたり、あんな言葉使用や生活態度をしているから差別される。それを自覚してなおしたら誰も差別なんかしませんよ。

これは、差別される責任を部落住民に背負わせてしまった考えです。江戸時代からずっと差別され、明治の解放令も単に言葉のう

何のうらつけもされず、日本が近代国家として歩みはじめた時代から大きな差がついていきました。この差は年月の経過とともに増大され、現在にいたっても同和地区の人々は、きちんとした文化や教養を身につける生活のゆとりは少く、また地区外との社会的な交際も限定されており、特に差別による通婚の妨げは、同和地区内や同和地区間の限られた生活圏にとどめられ、きわめて閉鎖的な社会が作りだされています。さらに、戸外重労働といった生活実態から生みだされた言葉使用や生活態度などをとらえて、差別の理由づけにすることはきわめて間違った考え方であり、また、部落の人々に自覚をうながす前に、これらの生活実態を生み出す根源である部落差別に目を向け、差別によって作りだされた貧乏や低教養、低文化を取り去る手だてを考へるべきではないかと思えます。これとあわせて、部落の人々の教育や文化を高め、被差別体質を取り除く行政や教育が強力に推進されなければなりません。

このシリーズは、「解放への道標」(県教育委員会発行)を活用しています。この記事に関するご意見、ご質問がありましたら、市役所教育委員会あるいは広報委員会へお寄せください。